

議第 80 号

呉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例の制定について

呉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条
例を次のように定める。

呉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

呉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 28 年呉市条
例第 29 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示
すように改正する。

改正前	改正後
<p>(母子生活支援施設の長の資格等)</p> <p>第 26 条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、<u>厚生労働大臣</u>が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1) ～(3) 略</p> <p>(4) 市長が前 3 号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が 3 年以上であるもの又は<u>厚生労働大臣</u>が指定する講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>2 母子生活支援施設の長は、2 年に 1 回以上、その資質の向上のための<u>厚生労働大臣</u>が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>(保育の内容)</p> <p>第 37 条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、<u>厚生労働大臣</u>の定める指針に従うものとする。</p>	<p>(母子生活支援施設の長の資格等)</p> <p>第 26 条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、<u>こども家庭庁長官</u>が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1) ～(3) 略</p> <p>(4) 市長が前 3 号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が 3 年以上であるもの又は<u>こども家庭庁長官</u>が指定する講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>2 母子生活支援施設の長は、2 年に 1 回以上、その資質の向上のための<u>こども家庭庁長官</u>が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>(保育の内容)</p> <p>第 37 条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、<u>内閣総理大臣</u>の定める指針に従うものとする。</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整理をするため、この条例案を提出する。